

## 佐用町手話言語条例

全ての人は、さまざまな人との出会い及び相互の意思疎通を図ることを通じて、多様なつながりを築き、その人らしい豊かな生活を営む権利を有する。しかし、多くの障害者にとっては、コミュニケーション手段の選択の機会が制限される状態におかれている。中でも、ろう者にとっては、手話が言語として認められないことにより、口話法が長年にわたって行われ、手話の排除や事実上の禁止に象徴されるようにろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。

平成18年（2006年）に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」は、平成26年（2014年）1月に我が国が批准し、同年2月に国内で発効した。同条約においては、言語には音声言語のみならず「手話その他の形態の非音声言語」が含まれることが明記され、手話が、ろう者にとって日常生活を営む上で欠くことのできないコミュニケーション手段であることが国際的に確認された。また、平成23年（2011年）には、同条約の趣旨を反映した「障害者基本法」の改正が行われ、障害者がコミュニケーション手段を選択し、及び利用する機会の確保がより重視されることとなり、当該機会が十分に確保されていない状況にあった障害者に大きな変化をもたらした。更に、令和7年（2025年）には、手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、手話が重要な言語であることが明確に位置付けられた。この法律により、手話の習得及び使用に関する支援を充実させること、手話に関する理解の増進を図ること、並びに手話文化の保存及び発展を図ることが基本的な方向として示され、国及び地方公共団体がこれらの施策を総合的かつ計画的に推進する責務を担うこととなった。これにより、手話を単なる手段として捉えるにとどまらず、言語として尊重し、社会全体で支えていくべきものとする考え方がより明確となり、手話に対する理解は一層深まっている。

手話を通じて多様な人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることを全ての町民が確認し合い、そのことをもって、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしあい、安心して暮らすことのできる豊かな町にするためこの条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害の有無にかかわらず、全ての者が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 手話が言語であること及びコミュニケーションを図る手段であることを前提とし全ての町民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会をめざすことを基本理念とする。

### （町の責務）

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する町民の理解の促進並びに、手話による意思疎通及び情報取得の機会が確保されるよう、手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策を実施するもの

とする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力するよう努めるとともに障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用するための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及に関する施策
- (2) 手話通訳者の配置、派遣及び養成など地域社会において手話を利用することができる環境の整備を促進すること。
- (3) 学校教育の場において、手話に接する機会の提供を通じて、手話への理解を促進すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第7条 町は、手話に対する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。